

議 事 録

第 6 回

東村農業委員会総会

平成 3 0 年 6 月 2 5 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成30年6月25日（月）午後1時30分～午後16時00分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

1番（会長）	肥後豊光	2番（委員）	渡邊勉
3番（委員）	吉元博	5番（委員）	喜屋武美恵子
6番（委員）	比嘉昌太(欠席)	7番（職務代理）	宮城善則

農地利用最適化推進委員（4人）

金城良信	宮城哲也
親泊康博	奥本弘幸
外間一功(欠席)	

4. 欠席委員： 農業委員 6番 比嘉昌太 委員
推進委員 外間一功 委員
5. 議事録署名委員： 2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議案：議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号 現況証明願について

議長 ただいまより、平成30年第6回東村農業委員会総会を開催致します。会議の出欠状況を報告致します。出席者5名、欠席者1名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、7番宮城善則委員を指名致します。

また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第13号から議案第14号までとなっております。

(3条)

議長 それでは、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号7及び整理番号8については関連しますので、一括して事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)

以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号7及び整理番号8について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号7及び整理番号8について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条②)

議長 次に、議案第13号の農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号9について事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号9について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしとのことでありますので、議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号9について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3条③)

議長 次に、議案第13号の農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号10について事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たすものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては可という意見決定で提案致します。
御審議の程よろしくお願い致します。

議長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第13号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号10について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 10 について、審議結果を可とすることに決定されました。

(3 条④)

議 長 次に、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 11 及び整理番号 12 については関連しますので、一括して事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容書略)
以上につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用が認められない場合に該当するものと判断いたしました。従いまして事務局といたしましては、継続審査 という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 11 及び整理番号 12 について、討論を省略し審議結果を継続審査と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことでありますので、議案第 13 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 11 及び整理番号 12 について、審議結果を継続審査とすることに決定されました。

(現況証明)

議 長 次に、議案第 14 号、現況証明願いについての整理番号 4 について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、申請地は農地法第 2 条第 1 項に規定されている農地及び採草放牧地に該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、宅地という意見決定で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 14 号、現況証明願いについての整理番号 4 について、討論を省略し審議結果を可と決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしとのことですので、議案第 14 号の現況証明願いについての整理番号 4 について、審議結果を可とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 6 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。